地層処分の国民的議論に向けて

すっつちょう

かもえないむら

北海道 寿都町と神恵内村で実施している

「文献調査」について、

報告書を公表しました

原子力発電に伴って発生する高レベル放射性廃棄物は、 地下深部の安定した岩盤に「地層処分」することが法律*'で定められています。

現在、処分地選定のための最初の調査である文献調査※2を北海道の寿都町と神恵内村、佐賀県玄海町で実施しています。

北海道においては、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いとする条例が制定されています。 鈴木直道知事は「この条例制定の趣旨を踏まえ、仮に、概要調査に移行しようとする場合には 現時点で反対の意見を述べる」とのお考えであり、その表明にあたって、今後、道議会での議論はもとより、 道民の皆さまのご意見も踏まえ、適切に対応するとの立場を示されています。 また、寿都町と神恵内村の皆さまからは、事業についてご議論いただくとともに、様々なご意見をいただきました。

私たちNUMOは、地域の皆さまのお考えを真摯に受け止め、全国の皆さまにもこうした北海道の状況を知っていただき、 地層処分への理解が全国的に深まるよう積極的な情報提供に努めてまいります。

- ※1 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律
- ※2 既存データ・文献の整理・評価などの机上調査。※1の法律に基づき、①文献調査、②概要調査(ボーリング調査等)、 ③精密調査(地下施設における調査)の3段階の調査を経て、処分地を選定



原子力発電環境整備機構 (NUMO) https://www.numo.or.jp 回来回 NUMO

「地層処分に関する対話型全国説明会」、 「文献調査報告書の説明会」はこちら

